

役員等の報酬及び費用に関する規程

公益財団法人日米医学医療交流財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日米医学医療交流財団(以下「本財団」という)定款第 15 条、第 30 条、第 31 条並びに第 42 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、顧問、評議員、学術委員、選考委員、その他の委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とし、週3日以上本財団の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、本財団が役員等に対し執務執行の対価として支払うものをいう。
- (5) 費用とは、職務の執行にあたり必要となる経費をいう。

(報酬等)

第3条 本財団は常勤役員には、総額1,000万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

- 2 各々の役員の報酬月額は、別表に基づき代表理事が理事会の承認を得て決定する。
- 3 常勤役員以外の役員等は無報酬とする。
- 4 前項の規定に拘わらず、業務出張の場合は常勤非常勤を問わず、1日当たり3,000円の日当を支給する。
- 5 第3項の規定に拘わらず、監事の監査の職務執行の都度、1日あたり、非常勤の監事のうち公認会計士又は税理士である者に対しては5万円、その他の者に対しては2万円の報酬を支給することができる。

(通勤手当)

第4条 常勤役員には、通勤に要する交通費として月額50,000円を上限として、通勤手当を支給する。

(支給方法)

第5条 報酬及び通勤手当の支給方法は、別に定める職員の給与規程に準ずる。

(賞与及び退職慰労金)

第6条 役員等には賞与及び退職慰労金を支給しない。

(費用等)

第7条 役員等がその職務の遂行に当って負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費交通費)

第8条 役員等が、評議員会及び理事会等に出席するため、特別の経費を要する場合には、役員等旅費等規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

2 前項の旅費交通費は、評議員会及び理事会等に出席する都度、現金にて支給する。

(公表)

第9条 本財団はこの規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、公益財団法人日米医学医療交流財団の設立登記の日から施行する。

2 第3条第5項の改正は、評議員会において決議された日(平成27年3月14日)から施行する。

[別表]常勤役員報酬月額表

| 号俸 | 月額 | 号俸 | 月額 | 号俸 | 月額 |
|----|---------|----|---------|----|---------|
| 1 | 100,000 | 8 | 240,000 | 15 | 380,000 |
| 2 | 120,000 | 9 | 260,000 | 16 | 400,000 |
| 3 | 140,000 | 10 | 280,000 | 17 | 420,000 |
| 4 | 160,000 | 11 | 300,000 | 18 | 440,000 |
| 5 | 180,000 | 12 | 320,000 | 19 | 460,000 |
| 6 | 200,000 | 13 | 340,000 | 20 | 480,000 |
| 7 | 220,000 | 14 | 360,000 | 21 | 500,000 |

(単位:円)